

福岡地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求事件
国側当事者・国(高鍋税務署長)
平成29年4月25日一部却下・認容・棄却・確定

判 決

当事者の表示 別紙1(当事者目録)記載のとおり

主 文

- 1 (1) 処分行政庁が平成25年5月27日付けでした原告の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分(ただし、平成28年1月27日付け更正処分により一部取り消された後のもの)のうち所得金額21億4266万4857円及び納付すべき税額6億3845万8300円を超えない部分の取消しを求める訴えを却下する。
 - (2) 処分行政庁が平成25年9月9日付けでした原告の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分(ただし、平成28年1月27日付け更正処分により一部取り消された後のもの)のうち所得金額21億5433万8204円及び納付すべき税額6億3983万8300円を超えない部分の取消しを求める訴えを却下する。
 - (3) 処分行政庁が平成25年9月9日付けでした原告の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分(ただし、平成28年1月27日付け更正処分により一部取り消された後のもの)のうち所得金額マイナス2億1760万4784円を超えない部分の取消しを求める訴えを却下する。
 - (4) 処分行政庁が平成25年9月9日付けでした原告の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分(ただし、平成28年1月27日付け更正処分により一部取り消された後のもの)のうち所得金額14億5414万3279円及び納付すべき税額4億3336万6100円を超えない部分の取消しを求める訴えを却下する。
- 2 (1) 処分行政庁が平成25年5月27日付けでした原告の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分(ただし、平成28年1月27日付け更正処分により一部取り消された後のもの)のうち所得金額21億4266万4857円及び納付すべき税額6億3845万8300円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分(ただし、平成28年1月27日付け過少申告加算税変更決定処分により減額された後のもの)をいずれも取り消す。
 - (2) 処分行政庁が平成25年9月9日付けでした原告の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分(ただし、平成28年1月27日付け更正処分により一部取り消された後のもの)のうち所得金額21億5433万8204円及び納付すべき税額6億3983万8300円を超える部分並びに処分行政庁が平成25年5月27日付けでした過少申告加算税の賦課決定処分(ただし、平成28年1月27日付け過少申告加算税変更決定処分により減額された後のもの)をいずれも取り消す。
 - (3) 処分行政庁が平成25年9月9日付けでした原告の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分(ただし、平成28年1月27日付け更正処分

により一部取り消された後のもの)のうち所得金額マイナス2億1760万4784円を超える部分を取り消す。

(4) 処分行政庁が平成25年9月9日付けでした原告の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分(ただし、平成28年1月27日付け更正処分により一部取り消された後のもの)のうち所得金額14億5414万3279円及び納付すべき税額4億3336万6100円を超える部分並びに平成25年5月27日付け及び同年9月9日付けでした過少申告加算税の各賦課決定処分(ただし、平成28年1月27日付け過少申告加算税変更決定処分により減額された後のもの)をいずれも取り消す。

(5) 処分行政庁が平成25年9月9日付けでした原告の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの事業年度の法人税の更正処分(ただし、平成28年1月27日付け更正処分により一部取り消された後のもの)のうち所得金額14億4166万9733円及び納付すべき税額4億2993万2185円を超える部分並びに平成25年5月27日付けでした過少申告加算税の賦課決定処分(ただし、平成28年1月27日付け過少申告加算税変更決定処分により減額された後のもの)のうち7万6000円を超える部分をいずれも取り消す。

3 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

4 訴訟費用は、これを5分し、その2を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

1 処分行政庁が平成25年5月27日付けでした原告の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの事業年度(以下「平成20年3月期」という。)の法人税の更正処分(ただし、平成28年1月27日付け更正処分により一部取り消された後のもの。以下「平成20年3月期更正処分」という。)のうち所得金額21億3595万0835円及び納付すべき税額6億3644万4100円を超える部分並びに過少申告加算税の賦課決定処分(ただし、平成28年1月27日付け過少申告加算税変更決定処分により減額された後のもの。以下「平成20年3月期賦課決定処分」といい、平成20年3月期更正処分と併せて「平成20年3月期更正処分等」という。)をいずれも取り消す。

2 処分行政庁が平成25年9月9日付けでした原告の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの事業年度(以下「平成21年3月期」という。)の法人税の更正処分(ただし、平成28年1月27日付け更正処分により一部取り消された後のもの。以下「平成21年3月期更正処分」という。)のうち所得金額21億4848万3905円及び納付すべき税額6億3808万1800円を超える部分並びに処分行政庁が平成25年5月27日付けでした過少申告加算税の賦課決定処分(ただし、平成28年1月27日付け過少申告加算税変更決定処分により減額された後のもの。以下「平成21年3月期賦課決定処分」といい、平成21年3月期更正処分と併せて「平成21年3月期更正処分等」という。)をいずれも取り消す。

3 処分行政庁が平成25年9月9日付けでした原告の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの事業年度(以下「平成22年3月期」という。)の法人税の更正処分(ただし、平成28年1月27日付け更正処分により一部取り消された後のもの。以下「平成22年3月期更正処分」という。)のうち所得金額マイナス2億2632万6656円を超える部分を取り消す。

- 4 処分行政庁が平成25年9月9日付けでした原告の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの事業年度（以下「平成23年3月期」という。）の法人税の更正処分（ただし、平成28年1月27日付け更正処分により一部取り消された後のもの。以下「平成23年3月期更正処分」という。）のうち所得金額14億3827万2554円及び納付すべき税額4億2860万4800円を超える部分並びに平成25年5月27日付け及び同年9月9日付けでした過少申告加算税の各賦課決定処分（ただし、平成28年1月27日付け過少申告加算税変更決定処分により減額された後のもの。以下「平成23年3月期賦課決定処分」といい、平成23年3月期更正処分と併せて「平成23年3月期更正処分等」という。）をいずれも取り消す。
- 5 処分行政庁が平成25年9月9日付けでした原告の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの事業年度（以下「平成24年3月期」という。）の法人税の更正処分（ただし、平成28年1月27日付け更正処分により一部取り消された後のもの。以下「平成24年3月期更正処分」といい、これと平成20年3月期更正処分ないし平成23年3月期更正処分とを併せて「本件各更正処分」という。）のうち所得金額14億4154万4213円及び納付すべき税額4億2989万4600円を超える部分並びに平成25年5月27日付けでした過少申告加算税の賦課決定処分（ただし、平成28年1月27日付け過少申告加算税変更決定処分により減額された後のもの。以下「平成24年3月期賦課決定処分」といい、平成24年3月期更正処分と併せて「平成24年3月期更正処分等」という。また、平成20年3月期更正処分等、平成21年3月期更正処分等、平成22年3月期更正処分、平成23年3月期更正処分等及び平成24年3月期更正処分等を併せて「本件各更正処分等」という。）のうち7万2000円を超える部分をいずれも取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、平成20年3月期ないし平成24年3月期（以下、これらを併せて「本件各事業年度」という。）の法人税に関して、①従業員等に対する「感謝の集い」と名付けられた行事（以下「感謝の集い」行事）又は「本件行事」という。）に係る費用の一部及び②原告の工場内の下請企業の従業員に対して支給した「表彰金」と名付けられた金員（以下「表彰金」という。）に係る費用を損金の額に算入した上で確定申告をしたところ、処分行政庁が、上記各費用につき、いずれも租税特別措置法（平成24年法律第16号による改正前のもの。以下「措置法」という。）61条の4第3項に規定する「交際費等」に当たり、損金の額に算入することはできないとの判断に基づき、平成25年5月27日付けで本件各事業年度の法人税の更正処分（再更正を含む。）及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下「平成25年5月27日付け各処分」という。）を行い、さらに、同年9月9日付けで平成21年3月期ないし平成24年3月期の各事業年度の法人税の再更正処分（再々更正を含む。）及び過少申告加算税の賦課決定処分（以下「平成25年9月9日付け各処分」という。）を行ったことから、原告が本件各更正処分等の取消しを求める事案である（なお、原告は、主位的に、本件各更正処分等の取消しを求め、予備的に、本件各更正処分等のうち、前記第1の1ないし4に各記載された「所得金額」及び「納付すべき税額」について原告の申告に係る金額（別紙3参照）を超えない部分について取消しを求めるものの（平成29年1月20日付け訴え変更申立書）、上記各請求の訴訟物は同一であって、予備的請求は主位的請求に包含される関係にあると解される。）。

なお、処分行政庁は、本件訴訟の提起後、平成28年1月27日付けで、原告に対し、本件各事業年度の「表彰金」に係る費用をそれぞれ損金の額に算入するとともに、関連する事業税等の金額を調整し、所得金額及び納付すべき税額を減額する再更正処分（再々更正及び再々々更正を含む。）並びに過少申告加算税を減額する変更決定処分をした（以下「平成28年1月27日付け各処分」という。）。

1 関係法令等の定め

(1) 法令の定め

- ア 措置法（租税特別措置法）61条の4第1項は、法人税法の特例として、法人が平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないと規定する。
- イ そして、措置法61条の4第3項は、同条の4第1項に規定する「交際費等」について、「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為・・・のために支出するもの（次に掲げる費用のいずれかに該当するものを除く。）をいう。」と規定し（柱書）、「専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用」（同項1号）等を掲記している。

(2) 通達の規定（甲35、乙32）

- ア 措置法通達61の4（1）－1（交際費等の意義）は、措置法61条の4第3項に規定する「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費、その他の費用で法人がその得意先、仕入先その他事業に関係ある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するものをいうのであるが、主として次に掲げるような性質を有するものは交際費等には含まれないものとするとして、「福利厚生費」等を掲記している。
- イ 措置法通達61の4（1）－10（福利厚生費と交際費等との区分）は、社内の行事に際して支出される金額等で次のようなものは交際費等に含まれないものとして、「創立記念日、国民祝日、新社屋落成式等に際し従業員等におおむね一律に社内において供与される通常の飲食に要する費用」等を掲記している。

2 前提事実（争いのない事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨によって容易に認められる事実。以下、特に明示しない限り書証の掲記は枝番号を含む。）

(1) 当事者等

- ア 原告は、昭和41年4月●日、●●を目的として有限会社Aとして設立され、昭和46年10月●日、株式会社Aに組織変更された法人であり、甲（以下「原告代表者」という。）は、平成12年6月26日、原告の代表取締役役に就任した。（乙1ないし4）
- イ 原告の資本金の額は6億円である。また、原告は、宮崎県内の3工場、熊本県内の1工場を含め、九州に7事業所を保有しており、平成26年3月期における原告の年商は536億8600万円、従業員数は1185人であった。また、原告を含むグループ企業10社を併せると、同期における年商は1214億1600万円、従業員数は約3000人であった。

（甲1、乙1ないし3）

- ウ 原告は、法人税の確定申告に当たり、昭和41年4月1日から昭和42年3月31日までの事業年度以後について青色申告の承認を受け、また、昭和50年4月1日から昭和5

1年3月31日までの事業年度以後の確定申告書の提出期限につき、法人税法75条の2第1項の規定による申告期限の1か月延長の許可を受けている。(乙5、6)

また、原告は、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の経理処理について、取引金額の総額を本体価格と消費税等の額(本体価格の5%)とに区分して経理する「税抜経理方式」を採用している。

(乙31)

(2)「感謝の集い」行事(本件行事)

ア 概要

原告は、別表1(感謝の集いの状況)記載のとおり、本件各事業年度の最終月(3月)に、宮崎市所在のB(以下「本件ホテル」という。)において、「感謝の集い」行事(本件行事)を開催した。本件行事には、原告の役員及び従業員並びに下請先である別表2(協力会社等)記載の各法人事業主及び個人事業主(以下「協力会社等」という。)の役員及び従業員合計1000人程度が参加し、参加者にはコース料理が提供され、プロの歌手や演奏家のコンサート等が開催された。(乙3、35ないし48)

イ 費用及び参加人数等

本件各事業年度に開催された「感謝の集い」行事に係る費用の総額(消費税等に相当する金額を除く。)、内訳、参加人数、参加率(参加者数の参加有資格者数に対する割合)及び参加者一人当たりの費用等は、別表1及び別表3(感謝の集い行事に係る費用の内訳)記載のとおりであり、参加人数及び参加率並びに一人当たりの費用は次の(ア)及び(イ)のとおりである。(乙37、40、43、45、48ないし74)

(ア) 平成20年3月期	954人、72.7%、2万8726円
(イ) 平成21年3月期	925人、72.5%、2万4159円
(ウ) 平成22年3月期	946人、71.4%、2万2254円
(エ) 平成23年3月期	1003人、73.3%、2万2022円
(オ) 平成24年3月期	1022人、75.1%、2万1972円

(3) 確定申告等(別表4(課税経緯等一覧表)の区分「①確定申告」欄参照)

ア 原告は、処分行政庁に対し、平成20年3月期ないし平成24年3月期(本件各事業年度)の法人税の法定申告期限内に、所得金額及び納付すべき税額について、別表4の区分「①確定申告」欄における項目各「所得金額」欄及び各「納付すべき税額」欄記載のとおり額を記載した各確定申告書を提出した。(乙8、11、13ないし15)

イ 原告は、上記アの各確定申告及び後記(4)イ(ア)の修正申告において、①別表3の平成20年3月期ないし平成24年3月期に係る勘定科目「福利厚生費」の1ないし11欄記載の各費用(以下「本件各福利厚生費」という。)を上記各期に係る損金の額に算入し(なお、別表3の勘定項目「接待交際費」については、交際費等に当たるとして、所得金額に加算し)、また、②本件各事業年度の「表彰金」に係る費用を、上記各損金の額に算入した。(乙16ないし20、27、30、74、78ないし82)

(4) 修正申告及び平成22年2月26日付け更正処分の経緯等(別表4の「②前回調査」区分参照)

ア 熊本国税局調査課は、平成21年10月、前記(3)アの平成20年3月期及び平成21年3月期に係る各確定申告に関し、原告に対する調査(以下「前回調査」という。)を

開始した。なお、原告は、高鍋税務署管轄地に本店を置く法人であるが、原告の資本金の額が6億円であることから、原告の法人税及び消費税に係る調査は、熊本国税局調査課（統括国税調査官）の所掌となっている。（乙7）

イ 平成20年3月期に係る修正申告、過少申告加算税の賦課決定処分等

（ア）原告は、前回調査に基づき、平成22年1月13日、処分行政庁に対し、平成20年3月期の所得金額及び納付すべき税額について、別表4の区分「②前回調査」欄における項目「所得金額」欄及び「納付すべき税額」欄のとおり記載した修正確定申告書を提出した（以下、上記修正申告を、前記（3）アの本件各事業年度の各申告のうち平成21年3月期ないし平成24年3月期の各確定申告と併せて「本件各申告」という。）。（乙9）

（イ）これに対して、処分行政庁は、平成22年2月26日付けで、原告に対し、国税通則法（以下「通則法」という。）65条1項の規定に基づき、別表4の区分「②前回調査」欄における項目「過少申告加算税」欄記載のとおり、過少申告加算税423万4000円の賦課決定処分をしたが、原告はこれに対して不服申立てをしなかった。（乙10）

ウ 平成22年2月26日付け更正処分

処分行政庁は、前回調査の結果に基づき、原告に対し、平成22年2月26日付けで、平成21年3月期の法人税について、所得金額を21億5433万8204円、納付すべき税額を6億3983万8300円に減額する更正処分を行った。（乙12）

（5）平成25年5月27日付け各処分（別表4の区分「③平25. 5. 27付け各処分」欄参照）

熊本国税局調査課の職員が平成24年9月から行った原告の調査に基づき、処分行政庁は、①「感謝の集い」に係る費用及び②「表彰金」に係る費用が、いずれも「交際費等」に当たり、損金の額に算入することはできない旨判断し、平成25年5月27日付けで、原告に対し、本件各事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額について、別表4の区分「③平成25. 5. 27日付け各処分」欄における項目各「所得金額」欄及び各「納付すべき金額」欄記載の各金額に増額する各更正処分（再更正を含む。）並びに過少申告加算税について同区分欄における項目「過少申告加算税」欄記載の各金額の各賦課決定処分を行った。（乙16ないし20）

（6）異議申立て

原告は、平成25年6月18日付けで、熊本国税局長に対し、平成25年5月27日付け各処分の取消しを求めて異議申立てをした。（乙21）

（7）平成25年9月9日付け各処分（別表4の区分「④平25. 9. 9付け各処分」欄参照）

処分行政庁は、原告に対し、平成25年9月9日付けで、平成21年3月期ないし平成24年3月期の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額を、別表4の区分「④平成25. 9. 9付け各処分」欄における項目各「所得金額」欄及び各「納付すべき金額」欄記載の額に減額する各再更正処分（再々更正を含む。）並びに平成23年3月期の過少申告加算税を同区分における項目「過少申告加算税」欄記載の金額に減額する賦課決定処分を行った。（乙22ないし25）

（8）異議決定

熊本国税局長は、平成25年9月11日付けで、原告に対し、平成25年5月27日付け各処分及び平成25年9月9日付け各処分を併せて審理する旨通知した上、同月17日付けで、原告の異議申立てを棄却する異議決定をした。(乙26、27)

(9) 審査請求

原告は、国税不服審判所長に対し、平成25年10月9日付け及び同月28日付けで、本件各更正処分等の一部取消しを求めて審査請求をしたところ、同所長は、平成26年10月1日付けで、審査請求をいずれも棄却する裁決をした。(乙28ないし30)

(10) 本件訴訟の提起

原告は、平成27年3月26日、当庁において、被告に対し、本件各更正処分等の一部取消しを求めて訴訟を提起した。(顕著事実)

(11) 平成28年1月27日付け各処分(別表4の区分「⑤平28. 1. 27付け各処分」欄参照)

処分行政庁は、平成28年1月27日付けで、原告に対し、(ア)「表彰金」の支払基準が原告の従業員に対する賞与の支給基準とおおむね同一であること、(イ)「表彰金」が原告の工場内等において原告の「従業員とともに経常的に従事している協力会社の従業員に対する支払であること」などから、「交際費等」には該当しないと認められるとして、原告の本件各事業年度(ただし、平成22年3月期を除く。)の法人税につき、「表彰金」に係る費用を損金の額に算入するとともに連動する事業税等の金額を調整した上、所得金額及び納付すべき税額を、別表4の区分「⑤平28. 1. 27付け各処分」欄における項目各「所得金額」欄及び各「納付すべき金額」欄記載の金額に減額する各再更正処分(再々更正及び再々々更正を含む。)並びに過少申告加算税を同区分における「過少申告加算税」項目記載の金額に減額する各変更決定処分を行った。(乙78ないし82)

3 本件各更正処分等の根拠及び適法性に関する被告の主張

本件各更正処分等の根拠及び適法性に関する被告の主張は、後記5(2)【被告の主張】に記載するほか、別紙2(本件各更正処分等の根拠及び適法性)記載のとおりである(同別紙において定義した略語等は、本文においても用いることとする。)

4 争点

(1) 本案前の争点

原告の申告に係る金額を超えない部分の取消しを求めることに訴えの利益があるか

(2) 本件各更正処分等の適法性

本件各福利厚生費は措置法61条の4第1項の「交際費等」に該当するか

ア 従業員全員を対象として慰安目的で支出される費用は、福利厚生費として、同条項の「交際費等」には該当しないのか

イ 「感謝の集い」行事に係る費用は、措置法61条の4第3項の「専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用」に該当するか

5 争点に関する当事者の主張

(1) 争点(1)(原告の申告に係る金額を超えない部分の取消しを求めることに訴えの利益があるか)について

【被告の主張】

ア 更正処分で決定された税額等のうち、申告によって確定した納付すべき税額等を超えな

い部分については、納税者が自ら納税義務を確定させているのであるから、上記部分の取消しを求める訴えの利益はないと解すべきである。

イ 原告は、平成20年3月期ないし平成23年3月期について、別紙3（本件各申告における所得金額及び納付すべき税額）記載のとおり、法人税に係る所得金額及び納付すべき税額を申告（ただし、平成20年3月期については修正申告）したことにより自ら納税義務を確定させたものである。

ウ したがって、別紙3記載1ないし4の各所得金額及び納付すべき税額を超えない部分の取消しを求める訴えは、訴えの利益を欠き、却下されるべきである。

【原告の主張】

争う。

(2) 争点(2)（本件各福利厚生費は措置法61条の4第1項の「交際費等」に該当するか）について

【被告の主張】

次のア及びイのとおり、本件各事業年度の本件行事に係る費用（本件各福利厚生費を含む。）は、いずれも措置法61条の4第3項柱書の「交際費等」に当たり、交際費等から除かれる費用（同項括弧書、同項1号。以下「除外費用」ということもある。）には該当しないから、本件各福利厚生費を含む全ての費用が上記「交際費等」に当たる。したがって、本件各更正処分は適法である。そして、本件各更正処分により新たに納付すべき税額の基礎となった事実のうち、本件各更正処分前に税額の計算の基礎とされなかったものについて、通則法65条4項にいう「正当な理由」があるとは認められないことから、本件各賦課決定処分は適法である。

ア 本件行事に係る費用は、いずれも「交際費等」に該当すること

本件行事は、原告及び協力会社等の全従業員を対象としており、これらの従業員は、措置法61条の4第3項の「その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等」に該当することから、「交際費等」に該当する支出の相手方となる。また、本件行事は、参加者の慰安を目的として飲食の提供及びコンサート鑑賞を行ったものである。

したがって、本件行事に係る支出は、措置法61条の4第3項柱書の「交際費等」に該当する要件を満たしている。

イ 本件行事に係る費用は、措置法61条の4第3項1号の「通常要する費用」の範囲を超えていること

措置法61条の4第3項並びに措置法通達61の4(1)-10及び同(1)-18によれば、会社の従業員等の慰安行事に係る費用は、「通常要する費用」の範囲内である限り、福利厚生費として「交際費等」から除外されるところ、当該費用が「通常要する費用」の範囲内であるか否かについては、当該行事が、法人が費用を負担して行う福利厚生事業として社会通念上一般的に行われていると認められるものであることを要し、その判断に当たっては、行事の規模、開催場所、参加者の構成及び一人当たりの費用額、飲食の内容等を総合して判断すべきである。

本件行事については、本件行事の開催場所が宮崎市内の著名なホテルの大宴会場であり、一人当たり1万2000円の午餐の他にアルコール等の飲物が提供され、著名な歌手やピアノ演奏家等による歌謡・演奏のコンサートが催されるなど大きな規模で行われたもので

あり、支出総額は、おおよそ2100万円ないし2700万円と高額であって、参加者一人当たりの費用としてもおおよそ2万2000円ないし2万8000円に上る。そして、この金額が、平日の昼の時間帯に、開演から終了まで4時間ないし4時間50分という比較的短い時間で行われた慰安行事に費やされた額としては極めて高額であることは明らかである。したがって、本件行事は、法人が費用を負担して行う福利厚生事業として社会一般的に行われていると認められる行事の程度を著しく超えているといわざるを得ない。

上記によれば、本件行事に係る費用については、「交際費等」から除かれる福利厚生費（除外費用）には該当せず、「交際費等」に該当するというべきである。

【原告の主張】

否認ないし争う。次のア及びイによれば、本件各費用が「交際費等」に該当しないことは明らかであるから、本件各更正処分等は違法である。

ア まず、措置法61条の4第3項及び措置法通達61の4(1)-1によれば、全従業員を対象とした慰安目的の行事に係る費用は、福利厚生費に該当し、「通常要する費用」であるか否かを問わず、そもそも「交際費等」には該当しない。すなわち、措置法61条の4第3項は、「交際費等」の支出の相手方につき「その得意先、仕入先その他事業に関係ある者等」と規定しているところ、この文言から一般的に理解されるのは取引相手であるから、従業員に対する支出は福利厚生費であって、「交際費等」には該当しないものの、特定の一部の従業員を対象とする場合には、法人の冗費が増大し、損金不算入制度の趣旨に反するから、福利厚生費ということはできず、例外的に「交際費等」に該当するものと解すべきである。この点、措置法通達61の4(1)-1においても、「福利厚生費」は交際費等には含まれないものとするとしてされており、福利厚生費が「通常要する費用」を超える場合を除くとは規定されていない。このような通達の規定からも、福利厚生費は、費用の多寡にかかわらず、「交際費等」には含まれないというべきである。

本件行事は、原告及び協力会社等の全従業員に受益の機会が保障されたものであって、特定の一部の従業員を対象とするものではない。したがって、本件行事に係る費用（本件各福利厚生費を含む。）は、福利厚生費に当たり、「交際費等」には含まれないというべきである。

イ 仮に、被告主張のとおり、福利厚生費について、「通常要する費用」を超える場合には、「交際費等」に含まれると解されるとしても、本件各福利厚生費は、「通常要する費用」の範囲内であると認められる。すなわち、福利厚生費が「通常要する費用」の範囲内であるか否かについては、実際の支出に即して、その目的達成との関係において通常要する費用かどうかという観点から、行事の規模、開催の場所、参加者の構成、飲食等の内容、一人当たりの費用額、会社の規模を判断要素として、判断すべきであって、実際の支出の目的達成とは無関係に、抽象的一般的に判断すべきではない。

本件行事については、本件行事の目的が全従業員に対して感謝の意を表するとともに、労働意欲の向上を図ることなどにあつて、1000人を超える従業員全員を一堂に集める必要があること、工場での操業を2日以上停止させることはできないことなどに照らせば、上記判断要素のどの点についても「通常要する費用」の範囲に含まれるというべきである。

したがって、本件各福利厚生費は除外費用に該当し、措置法61条の4第3項の「交際費等」には該当しないというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実並びに証拠（各項に掲記するもの）及び弁論の全趣旨によれば、次の各事実を認めることができる。

(1) 「感謝の集い」行事の開催に至る経緯等

ア 原告は、平成12年、累積赤字約48億4000万円、固定化債権105億円、借入金171億円を有し債務超過の状態であって、十数年来倒産すると言われ続け、従業員に生氣はなく、誇りや自信を喪失した状況にあった。原告代表者は、同年、代表取締役社長に就任して再建に着手し、従業員に対し「自分がされて嬉しいことを人にしなさい」等の「当たり前のこと」を言い続けるとともに、「どこよりもいい商品をどこよりも安く作り、安売りせず適正価格で全量売り切る体制」を整備した結果、社長就任後2年で累積赤字を解消し、その後、グループ会社も全て黒字化して無借金経営とした。（甲2、3、42、乙28、29、原告代表者本人）

イ 上記アの経営再建の過程を経て、原告代表者は、「倒産すると言われ続けた会社で、私を信じ、頑張り続けた従業員に報いてやりたいという強い思いから、従業員に対する感謝の気持ちから」、また、「従業員のやる気を引き出し」、「会社に長く勤めたいという・・・モチベーションを高めていく」ためにも、平成18年、会社創立40周年を機に、同年から年1回の頻度で、原告及び協力会社等（専属の下請先）の全従業員を対象に、「感謝の集い」行事（本件行事）を開催することとした。（甲2、3、41、乙28、29、原告代表者本人）

ウ 実際、原告の売上は、平成20年3月期に約490億9500万円（経常利益約21億3100万円）、平成21年3月期に約531億5000万円（同約22億7500万円）、平成22年3月期に約515億2300万円（同約3億4400万円）、平成23年3月期に約519億3200万円（同約17億4200万円）、平成24年3月期に約537億7200万円（同約15億1700万円）であって、平成26年3月期には約536億8600万円となっており、ほぼ順調に増加傾向にあつて、同年11月には、原告について、「●●で国内トップシェアを持ち、同年3月期決算で「グループ全体で1200億円超を記録し」、原告代表者は「大きな負債を抱え伸び悩んだ企業を、ここまで成長させた」と報じられるまでになった。（甲1、3、乙8、11、13、14、15）

(2) 「感謝の集い」行事の開催場所

ア 原告代表者は、従業員全員の「気持ちを一つにまとめ上げる」とともに、その場を利用して会社の「進むべき道」を示し、「全体のやる気を高めていく」ために、従業員1000人全員が一堂に会することが必要であると考えた。（甲42、原告代表者本人）

イ そして、原告やグループ会社の工場や事業所は九州各地（ただし、長崎県及び沖縄県を除く。）に点在しており、1000人規模の従業員を一堂に収容できる会場で、本社に近い会場としては、本件ホテル（大型のリゾートホテル）のみであった。そこで、本件行事は、本件ホテルの大型ホール（宴会場）で行われることとなった。（甲1、41、42、原告代表者本人）

(3) 「感謝の集い」行事の日程について

ア 原告においては、4工場（本社、H、I及びJの各工場）を、年間300日稼働させて、

年間約5314万●（1日当たり約18万●）の●●を処理し、主要商品に限っても1日当たり約240トンの●●を産出している（全国シェア約●●%）。したがって、仮に、全工場の稼働が2日間停止すると、約480トンの商品供給が停止され、市場や消費者に多大な迷惑を及ぼすことになるという事情があった。また、原告の従業員の6割以上が女性であり、2日間家を空けることができないなどの事情があった。（甲1、41、42、47、原告代表者本人）

イ そこで、原告としては、本件行事について、宿泊を伴う慰安旅行として行うのは困難であると考え、「日帰り慰安旅行」という形態で行うこととした。（甲42、原告代表者本人）

すなわち、従業員は、九州各地から、開催日当日の朝、本件ホテル（宮崎市）に向けて出発し、本件ホテルでの行事（以下「本件ホテル行事」という。）の終了後、上記工場等に戻るという旅程であった。例えば、J工場の従業員は午前8時に同工場を出発し、また、本社及び本社工場並びにH工場の従業員も午前9時30分には各地を出発し、本件ホテル行事終了後、各地に戻っていた。そして、本件ホテル行事の時間は、後記（4）ウのとおり、午前11時から午後3時50分（ただし、平成20年3月期は午後3時）までの4時間50分程（ただし、平成20年3月期は4時間）であったことから、本件行事は、従業員の往復の移動時間（約3時間ないし約6時間）を含めて、約8時間から約11時間（ただし、平成20年3月期は約7時間から約10時間）を要する行事となっていた。（甲41、乙37、40、43、45、48）

（4）「感謝の集い」行事の内容

ア 本件ホテル行事については、参加者に対し、「A 感謝の集い」と題する小冊子が配布され、当日の行事の次第及び内容等が記載されていた。また、上記小冊子表紙には、「ありがとうございますのこころをあなたに 株式会社 A」と記載されていた。（乙35、38、41、46）

イ 本件ホテル行事は、本件ホテル4階の「サミット・ホール」において、原告及び協力会社等の従業員及び役員等、約1000人が出席して行われていた。（乙35ないし41、43ないし48）

ウ 本件ホテル行事は、本件各事業年度とも、おおむね次の（ア）ないし（カ）の次第及び内容であった。（乙27、35、36、38、39、41、42、44、46、47、49、54、61、65、69、原告代表者本人）

（ア）開会：午前11時（20分程度）

開会后15分ないし20分程度の間、原告代表者の挨拶及び乾杯があった。上記挨拶は、「従業員に対する思い、会社の思い、そしてこの会社をどういう形に持っていくのか」、「立派な会社にしてこうしていこう」という内容を含むものであった。

（イ）食事（歓談）：午前11時20分から午後1時又は1時20分まで（1時間40分ないし2時間程度）

食事時間には、コース料理（1万2000円）及び飲物が提供され、飲食の間、プロの演奏家（「C」）による演奏が行われていた。なお、食事の内容は、本件ホテルにおいて通常のメニューとして用意されているものではなく、原告が本件行事のために、本件ホテルに準備させたものであった。

(ウ) 休憩：午後1時から午後1時10分（又は午後1時20分から午後1時30分）まで（10分程度）

(エ) コンサート：午後1時10分から午後2時50分（又は午後1時30分から午後3時40分）（1時間40分ないし2時間10分程度）

プロの歌手（乙・丙）、クラシック音楽の演奏家や歌手（丁・戊・D等）によるコンサートが行われていた。

(オ) 万歳三唱：午後2時50分又は3時40分

(カ) 閉会：午後3時又は3時50分

(5) 「感謝の集い」行事に関する従業員の受け止め方等

ア 本件行事については、原告の従業員によって、原告代表者が「日々●●に携わる・・・従業員や同じ環境で働く下請協力会社の専属従業員に対し、「厳しい労働環境の中での忍耐、働きづめの努力に感謝し、その労働意欲のモチベーションを向上して、誇りと自信をもって働き続けてほしい」という思いを込めて・・・開催してくれている行事」であって、従業員にとって「年に1度のかげがい〔ママ〕のない楽しみであり、会社が一体となって組織としての結束力を高め、社長の感謝の心を感じ、それに対し全従業員が感謝の心で応え明日の勤労意欲の向上に向かう唯一の機会」であると理解されている。（甲42）

イ 本件行事の成果として、各工場に勤務する従業員によって、次の点が指摘されている。（甲42）

(ア) 従業員としては、本件行事は全従業員同士が集まる唯一の機会であり、原告代表者の思いに毎年感謝しながら参加し、1年の思い出等を同僚と語り合い、飲食・鑑賞を共にして、これからもA（グループ）で働くぞと労働意欲を盛り上げ、「新たな事業年度のスタートを切る」という気持ちになることができている。

(イ) また、従業員においては、普段は大型のリゾートホテルの宴会場で食事をしたり、歌手の生の歌唱を鑑賞したりする機会がないことから、本件行事の開催場所、食事の内容、コンサート鑑賞等によって、大いに盛り上がり、大いに慰労され、「また一年この会社のために頑張りたい」という思いに駆り立てられてきた。すなわち、まず、食事については、「普段味わえないコース料理が出て普段そのようなコース料理を味わう機会が少ない私ども従業員は歓喜し、モチベーションが上がってきた」のであり、「仮に、普段と代わり映えのしない居酒屋で飲み放題付き5000円コースが提供されるとすれば、わざわざ宮崎市内まで出向いて参加する従業員は激減し、かつ従業員のモチベーションが上がることはないと思」われる。また、コンサート鑑賞についても、「3Kの労働環境の中で働きづめの私ども従業員が普段味わえない歌手のライブを鑑賞することで、大いに慰労され、大いに労働意欲が向上し、自信と誇りをもって明日への活力を養うことが」できている。

(ウ) そして、従業員としては、「感謝の集い」があるからこそ年に一回心身ともに充実し、当社で働けることに誇りや生きがいを感じるきっかけとなり、全従業員が益々一丸となって会社に貢献しようという気持ちが高ま」っている。

(6) 他の形態での慰安旅行の実現可能性等

ア 原告は、平成28年1月ないし同年6月、旅行会社に対して、1000人規模の従業員を一堂に集めて行う慰安旅行又は慰安行事の可能性等について調査を依頼した（以下「本

件調査」という。)。本件調査の結果は、以下のとおりであった。(甲1、39ないし41)

(ア) 関東(東京方面)を旅行先とした場合、1000人を一度に移動させるには1日掛かりの行程となり、観光や見学がほとんどできず、企画困難である。また、関西(大阪・京都方面)を旅行先とした場合、航空機の機材が小さく、臨時便の対応ができないことから、1000人を移動させることが不可能であり、企画困難である。

(イ) 沖縄を旅行先とした場合、3空港の利用等によって移動手段の確保は可能であるが、旅行期間が1泊2日となり、一人当たりの費用は9万5000円(交通費のみで6万4240円)と見積もられる。また、長崎を旅行先とした場合、バスによる移動は可能であるが、旅行期間が1泊2日となり、一人当たりの費用は3万9000円(宿泊料を除いても2万6000円程度)と見積もられる。なお、原告及びグループ会社の事業所は、長崎及び沖縄には存在しない。

(ウ) Eが取り扱った他社の事例でも、年1回の従業員全員型の県外への慰安旅行(1泊2日)に要する参加者一人当たりの費用は、通常3万9000円ないし5万円程度である。

イ また、本件調査の際、旅行会社により、宮崎県内での1泊2日の慰安旅行と本件行事のような日帰り慰安旅行について比較され、前者では、参加者一人当たりの費用が3万8240円となって「金銭面でアップとなり、コースの中に目玉となる部分が入り入れられない。(参加して良かったと思う気持ちのお得感が薄れる)」、「特に食事に関しては、普通のどこにでもある食事内容となる。夜の懇親会となると約2時間～2時間30分位で会場を退席させられる」というデメリットがあるのに対し、後者では、同費用は2万3800円程度であるものの、「昼間の時間を使つての懇親会なので、時間は・・・3時間から4時間の時間は十分に取れる。」、「1泊2日コースの予算に比べ、日帰りということもあり、目玉として食事内容をグレードアップ出来る。(日頃口に出来ない食材を提供し参加者も来て良かった。Aのスタッフで良かったと必ず思う)。また、音楽・楽器の演奏などのグレードアップも可能。」というメリットがある旨指摘されていた。(甲41)

2 争点(1)(原告の申告に係る金額を超えない部分の取消しを求めることに訴えの利益があるか)について

(1) 更正処分は、当該納税者の当該年分の課税標準及び税額を全体的に見直して変更する処分であり、その効力は、更正処分によって決定された税額の全部に及ぶものと解すべきであるところ、更正処分決定された税額のうち、申告税額を超えない部分については、納税者が自ら納税義務を確定させているのであるから、上記部分について訴えの利益はないと解すべきである。

(2) これを本件についてみるに、原告は、平成20年3月期ないし平成23年3月期について、別紙3記載のとおり、法人税に係る所得金額及び納付すべき税額を申告(ただし、平成20年3月期は修正申告)しており(前提事実(3)ア、同(4)イ(ア))、自ら上記所得金額及び納付すべき税額を超えない部分に係る納税義務を確定させている。

(3) 前記(1)及び(2)によれば、平成20年3月期更正処分等ないし平成23年3月期更正処分等の各取消しを求める各訴えのうち、別紙3記載の所得金額及び納付すべき税額を超えない部分の取消しを求める部分は、いずれも訴えの利益を欠き、不適法であるというべきである。

3 争点（２）（本件各福利厚生費は措置法６１条の４第１項の「交際費等」に該当するか）について

(1) 措置法６１条の４第３項の意義等

ア 措置法６１条の４第１項は、法人が平成１８年４月１日から平成２４年３月３１日までの間に開始する各事業年度において支出する「交際費等」の額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨を定め、同条の４第３項は、第１項に規定する「交際費等」とは、「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為・・・のために支出するもの」（「専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用」等を除く。）をいうと定めている。このような「交際費等」の損金不算入制度の趣旨は、本来の必要経費の範囲を超えた冗費、濫費を生ずる弊害を防止し、資本充実、蓄積等の促進を図るとともに、交際費等を徒に支出するならば、公正な取引を阻害し、公正な価格形成を歪めることにもなるため、これを防止する趣旨であると解される。

イ ところで、措置法６１条の４第３項が、「専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用」について、損金不算入の取扱いを受ける「交際費等」から除外したのは（同項括弧書、１号）、従業員も「事業に関係のある者等」に含まれ、交際費の支出の相手方となるものの、専ら従業員の慰安のために行われる諸活動のために「通常要する費用」は、従業員の福利厚生費として法人が負担するのが相当であり、その全額につき損金算入を認めても法人の冗費・濫費抑制等の目的に反しないからであると解される。したがって、専ら従業員の慰安のために行われる行事に係る費用について、当該行事が、法人が費用を負担して行う福利厚生事業として社会通念上一般的に行われている範囲を超えており、当該行事に係る費用が社会通念上福利厚生費として認められる程度を超えている場合には、交際費等に当たり、損金算入が否定されることになると解するのが相当である。

そして、当該行事が福利厚生事業として社会通念上一般的に行われる範囲を超え、当該行事に係る費用が社会通念上福利厚生費として認められる程度を超えているか否かについては、交際費等の損金不算入制度の趣旨及び目的に鑑み、当該法人の規模や事業状況等を踏まえた上で、当該行事の目的、参加者の構成（すなわち、従業員の全員参加を予定したものか否か）、開催頻度、規模及び内容、効果、参加者一人当たりの費用額等を総合して判断するのが相当である。

ウ なお、原告は、従業員全員を対象とした慰安目的の行事に係る費用は、福利厚生費に該当し、費用の多寡にかかわらず、「交際費等」に該当しない旨主張するが（原告第１準備書面３ないし１３頁等）、措置法６１条の４第３項柱書及び同項１号の文言によれば、「専ら従業員の慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のための費用であっても、上記イによる「通常要する費用」を超える場合には、除外費用に当たらないものと解される。そして、法人の冗費・濫費抑制等の目的に照らせば、全従業員を対象とする慰安目的の行事であったとしても、当該行事に係る費用が「通常要する費用」を超える場合には損金算入を認めるのは相当ではないというべきである。したがって、従業員の慰安行事に係る費用については、対象が従業員の全員であるか、一部であるかを問わず、当該費用が「通常

要する費用」を超える場合には「交際費等」に該当するというべきであり、原告の上記主張を採用するのは困難である。

(2) 「感謝の集い」行事に係る費用について

ア 本件行事は、原告及び協力会社等の従業員全員を対象とし、原告代表者が従業員に対する感謝の意を表し、従業員の労働意欲を向上させるために、他の従業員との歓談や交流の機会、コース料理及びコンサート鑑賞の機会を提供するものである（前提事実（2）ア、認定事実（1））。したがって、本件行事は「専ら従業員の慰安のために行われる」ものといえる。そして、本件行事の日程（同（3））、特に、従業員の移動時間（同（3）イ）及び本件ホテル行事の会場の性質（従業員が普段訪れることのない大型リゾートホテルの宴会場であること（同（2）イ、同（5）イ（イ））並びに本件ホテル行事の内容（全従業員同士が集まる唯一の機会であり、従業員が普段味わう機会のないコース料理やライブコンサートの鑑賞を内容とするものであること（同（4）、同（5）イ（ア）及び（イ）））に照らせば、本件行事は、従業員にとってある程度の非日常性を有する場所への移動の要素を含むとともに、また、全従業員が一堂に会し、特別のコース料理を共に味わい、ライブコンサートを楽しむという非日常的な内容を含むものであって、従業員全員を対象とする「日帰り慰安旅行」であったといえる（同（3）イ）。

そこで、前記（1）イの検討結果に照らして、本件行事について、法人が費用を負担して行う福利厚生事業として社会通念上一般的に行われている範囲を超え、本件行事に係る費用が社会通念上福利厚生費として認められる程度を超えるものであるか否かについて検討する。

イ まず、本件行事の目的は、原告が原告代表者のリーダーシップの下、生産及び販売体制の整備によって債務超過による倒産の危機を乗り越え、グループ会社を含めて黒字経営となったという経営再建の歴史的経緯を踏まえて、原告代表者が、その原動力となった従業員に感謝の気持ちを伝えて労苦に報いるとともに、従業員の労働意欲を更に向上させ、従業員同士の一体感や会社に対する忠誠心を醸成することにあつた（認定事実（1）ア、イ、同（5）ア）。そして、このように従業員の一体感や会社に対する忠誠心を醸成して、更なる労働意欲の向上を図るためには、従業員全員において非日常的な体験を共有してもらうことが有効、必要であると考えられる。

この点、一般に従業員の慰安目的の福利厚生事業においては、慰安目的を達成するために、従業員に対し感動や感銘をもたらすような非日常的な要素が含まれているのが通常であつて、非日常的な体験としては、例えば、従業員が普段訪れることのない県外や国外への旅行（認定事実（6）ア）、普段味わう機会のない食事や生の音楽鑑賞等が考えられる（例えば、過去の裁判例（甲43）においても、従業員の慰安旅行について、外国旅行は、「慣れた国内の旅行に比してレクレーション、慰安としての効果も大きく、労働者の勤労意欲を高めるのにも有効」であるとされており、慰安行事における非日常的要素の重要性が指摘されている。）。本件調査の際、旅行会社からも、慰安旅行において従業員に対して「目玉として食事内容をグレードアップ」し、「日頃口に出来ない食材を提供」することの意義等が指摘されているところであつて（同（6）イ）、このような旅行会社の指摘内容（同（6）イ）等に照らせば、旅行先それ自体に非日常性が乏しい場合（例えば、旅行先が勤務先事業所の所在する県内である場合等）には、慰安旅行の形態を採るとしても、

従業員の慰安目的を達成するために、旅行先において従業員に提供される料理や食事の場所及び娯楽等の質ないし等級を上げるという形態を選択することも、社会通念上一般的に行われていることであるものと認められる。

ウ　ところで、原告の事業状況（前提事実（１）イ、認定事実（３）ア）や従業員の女性比率の高さ等（同（３）ア）に照らせば、原告の事業に支障を来すことなく、可能な限り全員参加が可能な慰安旅行の日程を考えると、原告においては、宿泊を伴う旅行は現実的ではなく、日帰り旅行にせざるを得ない状況にあったといえる。もっとも、原告関連の事業所が九州各地（長崎県及び沖縄県を除く。）に点在することから、従業員の移動時間等を考慮すれば、日帰りの旅行先としては、宮崎県又はその近隣とせざるを得ないところ（同（６）ア）、これらの地域は従業員にとっては普段訪れることのない場所とはいえ、非日常性に乏しく、同県内又はその近隣の観光地を回るという形態での日帰り旅行では、慰安目的を十分に達成するのは困難であって、多くの参加者を確保することも困難であったものと考えられる。そうすると、原告においては、福利厚生事業として慰安目的の達成可能な、意味のある行事としては、従業員の移動の負担を可能な限り軽減するとともに、行事の内容として、特別な食事や質の高い娯楽を等級の高い場所で提供するという点において非日常的要素を盛り込むという形態以外には企画が困難であったと考えられる（同（６）ア）。

エ　そして、まず、本件行事の開催場所については、本件行事の目的（認定事実（１）イ、同（２）ア）から、原告の従業員全員（１０００人程）が一堂に会することが必要であったといえ、同程度の人員を収容できる会場であって、原告の本社に近い会場としては、本件ホテル（大型リゾートホテル）のみであったことから（同（２）ア、イ）、本件行事の開催場所を本件ホテルとしたことは、やむを得ないことであったものと認められる。

オ　次に、本件行事の内容についてみるに、上記イ及びウの検討結果に加えて、本件行事の目的、開催頻度、会場の性質、従業員の女性比率の高さ、日程の制約等に加えて、本件行事に参加するための従業員の移動時間は往復３時間ないし６時間に及ぶこと（認定事実（３）イ）などを考慮すれば、本件行事の内容として、県外への旅行等に代わる非日常的要素として、大型リゾートホテルにおける特別のコース料理やプロの歌手や演奏家によるライブコンサート鑑賞を含めることには、必要性、相当性があったものと認められ、原告のような事業規模を有する優良企業が年１回の頻度で行う福利厚生事業として社会通念上一般的に行われている範囲を超えるものであると認めるのは困難である。

カ　さらに、本件行事に係る参加者一人当たりの費用は２万１９７２円ないし２万８７２６円であるところ、上記エ及びオのとおり、本件行事の会場及び内容等とともに、本件行事は、年１回、従業員の移動時間を含めると約８時間から約１１時間を掛けて行われる行事であること（認定事実（３）イ）に照らせば、通常要する費用額を超えるものとは認め難い。そして、上記アのとおり、本件行事は、「日帰り慰安旅行」というべきものであるところ、仮に、旅行先の非日常性を主たる慰安要素として日帰り慰安旅行を企画するとすれば、（原告関連の事業所が設置されていない）長崎への慰安旅行が考えられ（もっとも、上記事情から非現実的であって、本件調査においても、１泊２日旅行として検討されていた（同（６）ア（イ））。）、この「日帰り慰安旅行」に係る一人当たりの費用は２万６０００円程度となると認められるのであって（同（６）ア（イ））、この費用額と比較すれば、

本件行事に係る一人当たりの費用は、「日帰り慰安旅行」に係る費用として通常要する程度であるというべきである。

キ 実際に、本件行事への従業員の参加率は、本件各事業年度とも70%を超えており（前掲事実（2）イ）、原告の業績の推移（認定事実（1）ウ）及び本件行事に対する従業員の受け止め方等（同（5））によれば、本件行事は、従業員の更なる労働意欲の向上、一体感や忠誠心の醸成等の目的を十分に達成しており、その成果が原告の業績にも反映されているものと認められる。

ク 上記アないしキの検討結果によれば、本件行事について、福利厚生事業（慰安行事）として社会通念上一般的に行われている範囲を超えており、当該行事に係る費用が社会通念上福利厚生費として認められる程度を超えているものと認めることは困難であるというべきである。

なお、被告は、①「酒食等の提供を主としてなされる慰安行事」と②「移動や宿泊等を伴う旅行を主としてなされる慰安行事」とは、その一般的に必要な一人当たりの支出費用が異なるのであり、酒食等が旅行等より安価だからといって当然に当該支出が福利厚生費（通常要する費用）に該当するということができない旨主張する（被告第2準備書面14頁）。

しかしながら、上記アのとおり、本件行事は、上記②の要素をも含むものであって、「日帰り慰安旅行」であると認められる。そして、上記イのとおり、上記①及び②の各要素は、いずれも従業員の慰安行事において慰安目的達成のために必要な非日常的要素であって、上記各要素は互いに排他的なものではなく、当該法人の規模や事業状況等によって、両要素を含む慰安行事も一般的に行われていると考えられる。

上記によれば、本件行事に係る費用について、「日帰り慰安旅行」に係る費用額との比較を行うことも十分な合理性を有するというべきであり、上記カのとおり、本件行事に係る費用は、「日帰り慰安旅行」に係る費用額と比較すれば、通常要する程度であるといえる。したがって、被告の上記主張を採用することは困難である。

ケ 上記クのとおりであるから、本件行事に係る費用（本件各福利厚生費を含む。）は、措置法61条の4第3項の「交際費等」に該当するとは認め難いというべきである。

(3) 前記(2)のとおりであるから、本件各福利厚生費は、措置法61条の4第1項の「交際費等」に該当するということが困難である。

4 本件各事業年度の所得金額及び納付すべき税額について

(1) 前記3によれば、本件各福利厚生費は「交際費等」に該当するとはいえず、損金に算入すべきこととなる。そうすると、本件各事業年度の交際費等の額（「交際費等の損金不算入額」から「交際費等の損金算入額」を控除した額）は、証拠（乙16ないし20、78ないし82）及び弁論の全趣旨により、別表6（認定額）の「②認定額」における各「交際費等の損金不算入額」記載の額であると認められる。

また、証拠（乙16ないし20、22ないし25）及び弁論の全趣旨によれば、本件各事業年度の各「家賃収入の益金算入額」、「検査料の損金算入額」又は各「検査料等の損金算入額」、各「雑益の益金算入額」、各「雑損の損金算入額」、各「助成金の益金算入額」、「寄付金の損金算入額」及び「雑収入の益金算入額」は、別紙2（本件各更正処分等の根拠及び適法性）記載のとおりであると認められる（別表6の「②認定額」の「2」ないし「4」、「1

2) ないし「16」、「25」ないし「30」、「39」ないし「43」及び「52」ないし「57」の各欄参照)。

さらに、以上によれば、別紙2における平成21年3月期、平成22年3月期及び平成24年3月期の各「事業税相当額の損金算入額」の項目については、それぞれの事業年度の前事業年度(平成20年3月期、平成21年3月期及び平成23年3月期)において、所得金額(別表6の「②認定額」の「6」、「19」及び「46」欄)が原告の申告又は修正申告における所得金額(同「①申告額」の「6」、「19」及び「46」欄)から増加しないことから、いずれも0円(同「②認定額」の「18」、「32」、及び「59」欄)となり、また、別紙2における平成23年3月期の「欠損金の損金不算入額」の項目については、前事業年度(平成22年3月期)における所得金額(同「②認定額」の「33」欄)が原告の申告における所得金額(同「①申告額」の「33」欄)を上回らない結果、前事業年度(平成22年3月期)の欠損金額が申告額から変わらないため、0円(別表6の「②認定額」の「45」欄)となる。

(2) 上記(1)によれば、本件各事業年度の所得金額、納付すべき税額及び過少申告加算税額は、次のアないしオのとおりとなる(なお、別表6の「②認定額」における該当欄は、金額の末尾に記載したとおりである。)

ア 平成20年3月期

所得金額	21億3595万0857円(「6」欄)
納付すべき税額	6億3644万4154円(「9」欄)
過少申告加算税額	0円(「10」欄)

イ 平成21年3月期

所得金額	21億4862万7504円(「19」欄)
納付すべき税額	6億3812万5087円(「22」欄)
過少申告加算税額	0円(「23」欄)

ウ 平成22年3月期

所得金額	△2億2618万9284円(「33」欄)
納付すべき税額	△461万3604円(「36」欄)
過少申告加算税額	0円(「37」欄)

エ 平成23年3月期

所得金額	14億4713万8979円(「46」欄)
納付すべき税額	4億3126万4600円(「49」欄)
過少申告加算税額	0円(「50」欄)

オ 平成24年3月期

所得金額	14億4166万9733円(「60」欄)
納付すべき税額	4億2993万2185円(「63」欄)
過少申告加算税額	7万6000円(「64」欄)

5 本件各更正処分等の適法性等

(1) 前記2によれば、本件各更正処分等のうち、平成20年3月期更正処分等ないし平成23年3月期更正処分等の取消しを求める訴えについては、別紙3記載の所得金額及び納付すべき税額を超えない部分の取消しを求める部分の取消しを求める訴えは不適法である。

(2) そして、前記3及び4によれば、本件各更正処分等（ただし、平成20年3月期更正処分等ないし平成23年3月期更正処分等については、前記(1)の各不適法部分を除いたもの）について、平成20年3月期更正処分のうち所得金額2億4266万4857円及び納付すべき税額6億3845万8300円を超える部分並びに平成20年3月期賦課決定処分、平成21年3月期更正処分のうち所得金額2億5433万8204円及び納付すべき税額6億3983万8300円を超える部分並びに平成21年3月期賦課決定処分、平成22年3月期更正処分のうち所得金額マイナス2億1760万4784円を超える部分、平成23年3月期更正処分のうち所得金額1億4541万3279円及び納付すべき税額4億3336万6100円を超える部分並びに平成23年3月期賦課決定処分、平成24年3月期更正処分のうち所得金額1億4166万9733円及び納付すべき税額4億2993万2185円を超える部分並びに平成24年3月期賦課決定処分のうち7万6000円を超える部分は、いずれも違法であり、その余の部分（平成24年3月期更正処分のうち所得金額1億4166万9733円及び納付すべき税額4億2993万2185円を超えない部分並びに平成24年3月期賦課決定処分のうち7万6000円を超えない部分）は適法である。

第4 結論

以上によれば、原告の請求のうち、平成20年3月期更正処分等ないし平成23年3月期更正処分等の取消しを求める訴えは、主文第1項(1)ないし(4)の限度でいずれも不適法であるから却下し、主文第2項(1)ないし(4)の限度でいずれも理由があるから、その限度で認容し、また、平成24年3月期更正処分等の取消しを求める訴えは、主文第2項(5)の限度で理由があるから、その限度で認容し、その余の請求はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

福岡地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 片山 昭人

裁判官 鬼頭 忠広

裁判官鈴木基之は、転補につき、署名押印することができない。

裁判長裁判官 片山 昭人

(別紙1)

当事者目録

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	山本 洋一郎
同	菅野 直樹
同	松田 めぐみ
同訴訟復代理人弁護士	徳永 慎一
同補佐人税理士	木脇 勝己
同	福田 幸徳
被告	国
同代表者法務大臣	金田 勝年
処分行政庁	高鍋税務署長
	三寺 章敬
同指定代理人	竹本 英孝
同	石橋 輝明
同	亀井 勝則
同	鈴木 章義
同	吉岡 啓三
同	鶴田 貴志
同	鈴木 讓
同	光 洋平

以上

(別紙2)

本件各更正処分等の根拠及び適法性

被告の主張する本件各更正処分等の根拠及び適法性は、別表5（被告主張額）の「②被告主張額」欄及び次の1ないし5に記載のとおりである（ただし、所得金額、納付すべき税額及び過少申告加算税の額は、通則法118条及び119条所定の端数を切り捨てた後のものである。）。なお、以下、「△」を付した金額はマイナスの金額（還付額等）を意味する。

1 平成20年3月期の計算

(1) 所得金額（別表5の「6」欄（以下、本別紙においては、単に「番号」欄」と表記する。))

21億6197万6223円

上記金額は、次のアないしオの金額の合計である。

ア 申告所得金額（「1」欄）

21億4266万4857円

上記金額は、原告の平成22年1月13日付け修正申告書（前提事実（3）ア）に記載された所得金額である（乙9・1枚目「1」欄）。

イ 家賃収入の益金算入額（「2」欄）

42万8571円

上記金額は、平成20年3月期の益金に算入すべき家賃収入の計上漏れであり、所得金額に加算される金額である（乙16・3枚目）。

ウ 検査料の損金算入額（「3」欄）

△814万2593円

上記金額は、原告が課税仕入れに該当するとして計算した●●検査料等（損金）に係る仮払消費税額等であるが、●●検査料等は課税仕入れに該当しないため仮払消費税額等は生じず、全額が損金に算入されるべきものであるから、所得金額から減算される金額である（乙16・7枚目）。

エ 雑益の益金算入額（「4」欄）

22円

税抜経理方式により計算される未払消費税額等と消費税等の確定申告書又は更正通知書の上で計算される消費税等の合計納付税額には、100円前後の差額が生じる。上記金額は、平成20年3月期更正処分により計算された未払消費税額等816万4022円と同期の消費税等の更正により計算された消費税等の合計納付税額816万4000円の差額であり、雑益（益金）として所得金額に加算される金額である（乙16・7枚目）。

オ 交際費等の損金不算入額（「5」欄）

2702万5366円

上記金額は次の（ア）及び（イ）の合計金額であり、措置法61条の4第3項の「交際費等」に該当するため、同条の4第1項の規定により損金の額に算入されず、所得金額に加算される（乙16・3枚目、乙78・3枚目）。

（ア）Fアナウンサー

100万円

（イ）本件行事に係る費用（福利厚生費）

2602万5366円

(2) 納付すべき税額（「9」欄）

6億4425万1900円

上記金額は、次のアの法人税額からイの控除税額を控除した金額（百円未満の端数切捨て）である。

ア 法人税額（「7」欄）

6億4859万2800円

上記金額は、法人税法66条1項（平成20年法律第23号による改正前のもの）に基づき、所得金額21億6197万6000円（千円未満の端数切捨て）に100分の30を乗じて計

算した金額である。

イ 控除税額（「8」欄） 434万0846円

上記金額は、原告の修正申告書に記載された金額である（乙9・1枚目「12」欄）。

(3) 過少申告加算税の額（「10」欄） 57万9000円

上記金額は、通則法65条1項に基づき、更正処分により新たに納付することとなった税額579万円（「9」欄の「②被告主張額」の納付すべき税額6億4425万1900円から、同欄の「①申告額」の納付すべき税額6億3845万8300円を控除して、1万円未満の端数を切り捨てたもの）に100分の10の割合を乗じて計算した金額である。

2 平成21年3月期の計算

(1) 所得金額（「19」欄） 21億6842万6798円

上記金額は、次のアないしクの金額の合計である。

ア 減額更正後の所得金額（「11」欄） 21億5433万8204円

上記金額は、原告の確定申告（乙11）に対し、処分行政庁が平成22年2月26日付けでした平成21年3月期の更正処分により減額された後の所得金額（乙12・1枚目「1」欄）である。

イ 家賃収入の益金算入額（「12」欄） 142万8570円

上記金額は、平成21年3月期の益金に算入すべき家賃収入の計上漏れであり、所得金額に加算される金額である（乙17・3枚目）。

ウ 検査料等の損金算入額（「13」欄） △846万2869円

上記金額は、原告が課税仕入れに該当するとして計算した●●検査料等（損金）に係る仮払消費税額等であるが、●●検査料等は課税仕入れに該当しないため仮払消費税額等は生じず、全額が損金に算入されるべきものであるから、所得金額から減算される金額である（乙17・7枚目）。

エ 雑損の損金算入額（「14」欄） △101円

上記金額は、平成25年5月27日付けの平成21年3月期の法人税の更正処分により計算された未払消費税額等853万4299円と同期の消費税等の更正により計算された消費税等の合計納付税額853万4400円の差額であり、雑損（損金）として所得金額から減算される金額である（乙17・20枚目）。

オ 助成金の益金算入額（「15」欄） 14万3762円

原告は、一般社団法人Gから交付を受けた収入証紙割戻し助成金301万9000円を、本体価格287万5238円と仮払消費税額等14万3762円に区分し、確定申告において、本体価格287万5238円のみを益金に算入（正確には●●検査料（損金）を減額）している。しかしながら、上記助成金の交付は、いわゆる対価性のない金銭の交付であることから、消費税等の課税対象取引に該当せず、受領した金銭の全額を益金に算入すべきものである。

上記金額は、確定申告において益金に算入されていない仮払消費税額等14万3762円であり、助成金収入として所得金額に加算される金額である（乙22・2枚目）。

カ 雑損の損金算入額（「16」欄） △62円

上記金額は、平成25年9月9日付けの平成21年3月期の法人税の更正処分により計算された未払消費税額等マイナス14万3762円（還付額）と同期の消費税等の更正により計算された消費税等の合計納付税額マイナス14万3700円（還付額）の差額であり、雑損（損

金)として所得金額から減算される金額である(乙22・2枚目)。

キ 交際費等の損金不算入額(「17」欄) 2246万2394円

上記金額は次の(ア)及び(イ)の合計金額であり、措置法61条の4第3項の「交際費等」に該当するため、同条の4第1項の規定により損金の額に算入されず、所得金額に加算される(乙17・3枚目、乙30・25頁及び乙79・3枚目)。

(ア) Fアナウンサー 118万円

(イ) 本件行事に係る費用(福利厚生費) 2128万2394円

ク 事業税相当額の損金算入額(「18」欄) △148万3100円

上記金額は次の(ア)及び(イ)の合計金額であり、平成20年3月期(前事業年度)の法人税の増額更正処分に対応して増加する事業税相当額であり、租税公課(損金)として平成21年3月期の所得金額から減算される。

(ア) 乙17・21枚目 △731万3900円

(イ) 乙79・3枚目 583万0800円

(2) 納付すべき税額(「22」欄) 6億4406万4700円

上記金額は、次のアの法人税額からイの控除税額を控除した金額(百円未満の端数切捨て)である。

ア 法人税額(「20」欄) 6億5052万7800円

上記金額は、法人税法66条1項(平成23年法律第114号による改正前のもの)に基づき、所得金額21億6842万6000円(千円未満の端数切捨て)に100分の30を乗じて計算した金額である。

イ 控除税額(「21」欄) 646万3013円

上記金額は、原告の確定申告書に記載された金額である(乙11・1枚目「12」欄)。

(3) 過少申告加算税の額(「23」欄) 9万4000円

上記金額は、通則法65条1項に基づき、更正処分により新たに納付することとなった税額94万円(「22」欄の「②被告主張額」の納付すべき税額6億4406万4700円から、同欄の「①申告額」の納付すべき税額6億4312万4200円を控除して、1万円未満の端数を切り捨てたもの)に100分の10の割合を乗じて計算した金額である。

3 平成22年3月期の計算

(1) 所得金額(「33」欄) △2億0903万2437円

上記金額は、次のアないしケの金額の合計である。

ア 申告所得金額(「24」欄) △2億1760万4784円

上記金額は、原告の確定申告書に記載された所得金額である(乙13・1枚目「1」欄)。

イ 家賃収入の益金算入額(「25」欄) 171万4284円

上記金額は、平成22年3月期の益金に算入すべき家賃収入の計上漏れであり、所得金額に加算される金額である(乙18・3枚目)。

ウ 検査料等の損金算入額(「26」欄) △1043万6156円

上記金額は、原告が課税仕入れに該当するとして計算した●●検査料等(損金)に係る仮払消費税額等であるが、●●検査料等は課税仕入れに該当しないため仮払消費税額等は生じず、全額が損金に算入されるべきものであるから、所得金額から減算される金額である(乙18・7枚目)。

エ 雑損の損金算入額（「27」欄） △28円

上記金額は、平成25年5月27日付けの平成22年3月期の法人税の更正処分により計算された未払消費税額等1052万1872円と同期の消費税等の更正処分によって計算された消費税等の合計納付税額1052万1900円の差額であり、雑損（損金）として所得金額から減算される金額である（乙18・21枚目）。

オ 寄附金の損金算入額（「28」欄） △100万円

原告は、確定申告書において、Fのアナウンサーに対して支払った謝礼金100万円を法人税法37条7項に規定する「寄附金」とした上で（乙13別表十四（二）「3」欄の「9,639,000」円に含まれる。）、同条1項及び法人税法施行令73条の規定に基づき、寄附金の損金不算入額888万9000円を計算し、所得金額に加算している（同別表十四（二）「24」欄）。しかしながら、上記謝礼金100万円は、措置法61条の4第3項に規定する交際費等の損金不算入額として所得金額に加算すべきものであり（下記ク）、寄附金の損金不算入額として所得金額に加算すべきものではない。

上記金額は、寄附金の損金不算入額の過大額として所得金額から減算される金額である（乙18・20枚目）。

カ 助成金の益金算入額（「29」欄） 13万7381円

上記金額は、確定申告において益金に算入されていない収入証紙割戻し助成金に係る仮払消費税額等13万7381円であり、前記2（1）オと同様、助成金収入として所得金額に加算される金額である（乙23・2枚目）。

キ 雑益の益金算入額（「30」欄） 19円

上記金額は、平成25年9月9日付けの平成22年3月期の法人税の更正処分により計算された未払消費税額等マイナス13万7381円（還付額）と同期の消費税等の更正処分により計算された消費税等の合計納付税額マイナス13万7400円（還付額）の差額であり、雑益（益金）として所得金額に加算される金額である（乙23・2枚目）。

ク 交際費等の損金不算入額（「31」欄） 1839万7647円

上記金額は次の（ア）及び（イ）の合計金額であり、措置法61条の4第3項の「交際費等」に該当するため、同条の4第1項の規定により損金の額に算入されず、所得金額に加算される金額である（乙18・3枚目、乙30・25頁及び乙80・3枚目）。

（ア）Fアナウンサー 100万円

（イ）本件行事に係る費用（福利厚生費） 1739万7647円

ケ 事業税相当額の損金算入額（「32」欄） △24万0800円

上記金額は次の（ア）ないし（ウ）の合計金額であり、平成21年3月期（前事業年度）の法人税の増額更正処分に対応して増加する事業税相当額であって、租税公課（損金）として平成22年3月期の所得金額から減算される。

（ア）乙18・21枚目 △524万9400円

（イ）乙23・2枚目 △1万1000円

（ウ）乙80・3枚目 501万9600円

（2）納付すべき税額（「36」欄） △461万3604円

上記金額（還付額）は、原告の確定申告書に記載された金額である（乙13・1枚目「44」欄）。

(3) 過少申告加算税の額(「37」欄) 0円

納付すべき税額が生じないことから、通則法65条1項に基づき計算される過少申告加算税も生じない。

4 平成23年3月期の計算

(1) 所得金額(「46」欄) 14億7369万5368円

上記金額は、次のアないしクの金額の合計である。

ア 申告所得金額(「38」欄) 14億5414万3279円

上記金額は、原告の確定申告書に記載された所得金額である(乙14・1枚目「1」欄)。

イ 家賃収入の益金算入額(「39」欄) 171万4284円

上記金額は、平成23年3月期の益金に算入すべき家賃収入の計上漏れであり、所得金額に加算される金額である(乙19・3枚目)。

ウ 検査料等の損金算入額(「40」欄) △986万3137円

上記金額は、原告が課税仕入れに該当するとして計算した●●検査料等(損金)に係る仮払消費税額等であるが、●●検査料等は課税仕入れに該当しないため仮払消費税額等は生じず、全額が損金に算入されるべきものであるから、所得金額から減算される金額である(乙19・7枚目)。

エ 雑損の損金算入額(「41」欄) △47円

上記金額は、平成25年5月27日付けの平成23年3月期の法人税の更正処分により計算された未払消費税額等994万8853円と同期の消費税等の更正処分により計算された消費税等の合計納付税額994万8900円の差額であり、雑損(損金)として所得金額から減算される金額である(乙19・20枚目)。

オ 助成金の益金算入額(「42」欄) 14万4619円

上記金額は、確定申告において益金に算入されていない収入証紙割戻し助成金に係る仮払消費税額等14万4619円であり、前記2(1)オと同様、助成金収入として所得金額に加算される金額である(乙24・2枚目)。

カ 雑損の損金算入額(「43」欄) △19円

上記金額は、平成25年9月9日付けの平成23年3月期の法人税の更正処分により計算された未払消費税額等マイナス14万4619円(還付額)と同期の消費税等の更正処分により計算された消費税等の合計納付税額マイナス14万4600円(還付額)の差額であり、雑損(損金)として所得金額から減算される金額である(乙24・2枚目)。

キ 交際費等の損金不算入額(「44」欄) 1898万4042円

上記金額は次の(ア)及び(イ)の合計金額であり、措置法61条の4第3項の「交際費等」に該当するため、同条の4第1項の規定により損金の額に算入されず、所得金額に加算される(乙19・3枚目、乙30・25頁及び乙81・3枚目)。

(ア) Fアナウンサー 100万円

(イ) 本件行事に係る費用(福利厚生費) 1798万4042円

ク 欠損金の損金不算入額(「45」欄) 857万2347円

原告は、平成23年3月期の確定申告において、平成22年3月期(前事業年度)に生じた法人税法57条1項に規定する欠損金額を2億1760万4784円として損金の額に算入している(乙14別表七(一)「2」欄、同別表4「42」欄)が、前記3(1)のとおり、平

成22年3月期に生じる欠損金額は2億0903万2437円にとどまることから、損金算入額が857万2347円（次の（ア）ないし（ウ）の合計金額）過大となっている。上記金額は、欠損金の過大額であり、所得金額に加算される金額である。

（ア）乙19・7枚目 6984万6347円

（イ）乙24・2枚目 12万6400円

（ウ）乙81・5枚目 △6140万0400円

（2）納付すべき税額（「49」欄） 4億3923万1700円

上記金額は、次のアの法人税額からイの控除税額を控除した金額（百円未満の端数切捨て）である。

ア 法人税額（「47」欄） 4億4210万8500円

上記金額は、法人税法66条1項（平成23年法律第114号による改正前のもの）に基づき、所得金額14億7369万5000円（千円未満の端数切捨て）に100分の30を乗じて計算した金額である。

イ 控除税額（「48」欄） 287万6800円

上記金額は、原告の確定申告書に記載された金額である（乙14・1枚目「12」欄）。

（3）過少申告加算税の額（「50」欄） 58万6000円

上記金額は、通則法65条1項に基づき、更正処分により新たに納付することとなった税額586万円（「49」欄の「②被告主張額」の納付すべき税額4億3923万1700円から、同欄の「①申告額」の納付すべき税額4億3336万6100円を控除して、1万円未満の端数を切り捨てたもの）に100分の10の割合を乗じて計算した金額である。

5 平成24年3月期の計算

（1）所得金額（「60」欄） 14億5836万5883円

上記金額は、次のアないしケの金額の合計である。

ア 申告所得金額（「51」欄） 14億3912万5733円

上記金額は、原告の確定申告書に記載された所得金額である（乙15・1枚目「1」欄）。

イ 家賃収入の益金算入額（「52」欄） 171万4284円

上記金額は、平成24年3月期の益金に算入すべき家賃収入の計上漏れであり、所得金額に加算される金額である（乙20・3枚目）。

ウ 検査料等の損金算入額（「53」欄） △845万9804円

上記金額は、原告が課税仕入れに該当するとして計算した●●検査料等（損金）に係る仮払消費税額等であるが、●●検査料等は課税仕入れに該当しないため仮払消費税額等は生じず、全額が損金に算入されるべきものであるから、所得金額から減算される金額である（乙20・7枚目）。

エ 雑益の益金算入額（「54」欄） 20円

上記金額は、平成25年5月27日付けの平成24年3月期の法人税の更正処分により計算された未払消費税額等854万5520円と同期の消費税等の更正処分により計算された消費税等の合計納付税額854万5500円の差額であり、雑益（益金）として所得金額に加算される金額である（乙20・7枚目）。

オ 雑収入の益金算入額（「55」欄） 816万4000円

上記金額は、通則法（平成23年法律第114号による改正前のもの）70条1項の規定に

基づき、消費税等の納付税額の増額更正処分に係る更正期限の経過によって、原告の消費税等の納付義務（前記1（1）エ参照）が消滅したことによる雑収入（益金）であり、平成24年3月期に生じた収益として所得金額に加算される金額である（乙20・7枚目）。

カ 助成金の益金算入額（「56」欄） 12万5476円

上記金額は、確定申告において益金に算入されていない収入証紙割戻し助成金に係る仮払消費税額等12万5476円であり、前記2（1）オと同様、助成金収入として所得金額に加算される金額である（乙25・2枚目）。

キ 雑益の益金算入額（「57」欄） 24円

上記金額は、平成25年9月9日付けの平成24年3月期の法人税の更正処分により計算された未払消費税額等マイナス12万5476円（還付額）と同期の消費税等の更正処分により計算された消費税等の合計納付税額マイナス12万5500円（還付額）の差額であり、雑益（益金）として所得金額に加算される金額である（乙25・2枚目）。

ク 交際費等の損金不算入額（「58」欄） 1919万6150円

上記金額は次の（ア）及び（イ）の合計金額であり、措置法61条の4第3項の「交際費等」に該当するため、同条の4第1項の規定により損金の額に算入されず、所得金額に加算される（乙20・3枚目、乙30・25頁及び乙82・3枚目）。

（ア）Fアナウンサー 100万円

（イ）本件行事に係る費用（福利厚生費） 1819万6150円

ケ 事業税相当額の損金算入額（「59」欄） △150万円

上記金額は次の（ア）ないし（ウ）の合計金額であり、平成23年3月期（前事業年度）の法人税の増額更正処分に対応して増加する事業税相当額であって、租税公課（損金）として平成24年3月期の所得金額から減算される金額である。

（ア）乙20・21枚目 △1159万6400円

（イ）乙25・2枚目 △2万0700円

（ウ）乙82・3枚目 1011万7100円

（2）納付すべき税額（「63」欄） 4億3494万0900円

上記金額は、次のアの法人税額からイの控除税額を控除した金額（百円未満の端数切捨て）である。

ア 法人税額（「61」欄） 4億3750万9500円

上記金額は、法人税法66条1項（平成23年法律第114号による改正前のもの）に基づき、所得金額14億5836万5000円（千円未満の端数切捨て）に100分の30を乗じて計算した金額である。

イ 控除税額（「62」欄） 256万8515円

上記金額は、原告の確定申告書に記載された金額である（乙15・1枚目「12」欄）。

（3）過少申告加算税の額（「64」欄） 57万7000円

上記金額は、通則法65条1項に基づき、更正処分により新たに納付することとなった税額577万円（「63」欄の「②被告主張額」の納付すべき税額4億3494万0900円から、同欄の「①申告額」の納付すべき税額4億2916万8900円を控除して、1万円未満の端数を切り捨てたもの）に100分の10の割合を乗じて計算した金額である。

以上

(別紙3)

本件各申告における所得金額及び納付すべき税額

- 1 平成20年3月期(ただし、平成22年3月13日付け修正申告額)
 - (1) 所得金額 21億4266万4857円
 - (2) 納付すべき税額 6億3845万8300円
- 2 平成21年3月期(ただし、平成22年2月26日付け減額更正処分数額)
 - (1) 所得金額 21億5433万8204円
 - (2) 納付すべき税額 6億3983万8300円
- 3 平成22年3月期
所得金額 マイナス2億1760万4784円
- 4 平成23年3月期
 - (1) 所得金額 14億5414万3279円
 - (2) 納付すべき税額 4億3336万6100円

以上

別表 1 から別表 4 まで 省略

別表5 (被告主張額)

(単位:円)

事業年度	欄	項目	①申告額	②被告主張額
平成20年3月期	1	修正申告額	2,142,664,857	2,142,664,857
	2	家賃収入の益金算入額		428,571
	3	検査料の損金算入額		△8,142,593
	4	雑益の益金算入額		22
	5	交際費等の損金不算入額		27,025,366
	6	所得金額	2,142,664,857	2,161,976,223
	7	法人税額	642,799,200	648,592,800
	8	控除税額	4,340,846	4,340,846
	9	納付すべき税額	638,458,300	644,251,900
	10	過少申告加算税		579,000
平成21年3月期	11	確定申告額	2,165,291,204	2,154,338,204
	12	家賃収入の益金算入額		1,428,570
	13	検査料等の損金算入額		△8,462,869
	14	雑損の損金算入額		△101
	15	助成金の益金算入額		143,762
	16	雑損の損金算入額		△62
	17	交際費等の損金不算入額		22,462,394
	18	事業税相当額の損金算入額		△1,483,100
	19	所得金額	2,165,291,204	2,168,426,798
	20	法人税額	649,587,300	650,527,800
21	控除税額	6,463,013	6,463,013	
22	納付すべき税額	643,124,200	644,064,700	
23	過少申告加算税		94,000	
平成22年3月期	24	確定申告額	△217,604,784	△217,604,784
	25	家賃収入の益金算入額		1,714,284
	26	検査料等の損金算入額		△10,436,156
	27	雑損の損金算入額		△28
	28	寄附金の損金算入額		△1,000,000
	29	助成金の益金算入額		137,381
	30	雑益の益金算入額		19
	31	交際費等の損金不算入額		18,397,647
	32	事業税相当額の損金算入額		△240,800
	33	所得金額	△217,604,784	△209,032,437
34	法人税額	0	0	
35	控除税額	4,613,604	4,613,604	
36	納付すべき税額	△4,613,604	△4,613,604	
37	過少申告加算税		0	
平成23年3月期	38	確定申告額	1,454,143,279	1,454,143,279
	39	家賃収入の益金算入額		1,714,284
	40	検査料等の損金算入額		△9,863,137
	41	雑損の損金算入額		△47
	42	助成金の益金算入額		144,619
	43	雑損の損金算入額		△19
	44	交際費等の損金不算入額		18,984,042
	45	欠損金の損金不算入額		8,572,347
	46	所得金額	1,454,143,279	1,473,695,368
	47	法人税額	436,242,900	442,108,500
48	控除税額	2,876,800	2,876,800	
49	納付すべき税額	433,366,100	439,231,700	
50	過少申告加算税		586,000	
平成24年3月期	51	確定申告額	1,439,125,733	1,439,125,733
	52	家賃収入の益金算入額		1,714,284
	53	検査料等の損金算入額		△8,459,804
	54	雑益の益金算入額		20
	55	雑収入の益金算入額		8,164,000
	56	助成金の益金算入額		125,476
	57	雑益の益金算入額		24
	58	交際費等の損金不算入額		19,196,150
	59	事業税相当額の損金算入額		△1,500,000
	60	所得金額	1,439,125,733	1,458,365,883
61	法人税額	431,737,500	437,509,500	
62	控除税額	2,568,515	2,568,515	
63	納付すべき税額	429,168,900	434,940,900	
64	過少申告加算税		577,000	

なお、「△」を付した金額はマイナスの金額を意味する。

別表 6 (認定額)

(単位:円)

事業年度	欄	項目	①申告額	②認定額
平成20年3月期	1	修正申告額	2,142,664,857	2,142,664,857
	2	家賃収入の益金算入額		428,571
	3	検査料の損金算入額		△8,142,593
	4	雑益の益金算入額		22
	5	交際費等の損金不算入額		1,000,000
	6	所得金額	2,142,664,857	2,135,950,857
	7	法人税額	642,799,200	640,785,000
	8	控除税額	4,340,846	4,340,846
	9	納付すべき税額	638,458,300	636,444,154
	10	過少申告加算税		0
平成21年3月期	11	確定申告額	2,165,291,204	2,154,338,204
	12	家賃収入の益金算入額		1,428,570
	13	検査料等の損金算入額		△8,462,869
	14	雑損の損金算入額		△101
	15	助成金の益金算入額		143,762
	16	雑損の損金算入額		△62
	17	交際費等の損金不算入額		1,180,000
	18	事業税相当額の損金算入額		0
	19	所得金額	2,165,291,204	2,148,627,504
	20	法人税額	649,587,300	644,588,100
	21	控除税額	6,463,013	6,463,013
	22	納付すべき税額	643,124,200	638,125,087
	23	過少申告加算税		0
平成22年3月期	24	確定申告額	△217,604,784	△217,604,784
	25	家賃収入の益金算入額		1,714,284
	26	検査料等の損金算入額		△10,436,156
	27	雑損の損金算入額		△28
	28	寄附金の損金算入額		△1,000,000
	29	助成金の益金算入額		137,381
	30	雑益の益金算入額		19
	31	交際費等の損金不算入額		1,000,000
	32	事業税相当額の損金算入額		0
	33	所得金額	△217,604,784	△226,189,284
	34	法人税額	0	0
	35	控除税額	4,613,604	4,613,604
	36	納付すべき税額	△4,613,604	△4,613,604
	37	過少申告加算税		0
平成23年3月期	38	確定申告額	1,454,143,279	1,454,143,279
	39	家賃収入の益金算入額		1,714,284
	40	検査料等の損金算入額		△9,863,137
	41	雑損の損金算入額		△47
	42	助成金の益金算入額		144,619
	43	雑損の損金算入額		△19
	44	交際費等の損金不算入額		1,000,000
	45	欠損金の損金不算入額		0
	46	所得金額	1,454,143,279	1,447,138,979
	47	法人税額	436,242,900	434,141,400
	48	控除税額	2,876,800	2,876,800
	49	納付すべき税額	433,366,100	431,264,600
	50	過少申告加算税		0
平成24年3月期	51	確定申告額	1,439,125,733	1,439,125,733
	52	家賃収入の益金算入額		1,714,284
	53	検査料等の損金算入額		△8,459,804
	54	雑益の益金算入額		20
	55	雑収入の益金算入額		8,164,000
	56	助成金の益金算入額		125,476
	57	雑益の益金算入額		24
	58	交際費等の損金不算入額		1,000,000
	59	事業税相当額の損金算入額		0
	60	所得金額	1,439,125,733	1,441,669,733
	61	法人税額	431,737,500	432,500,700
	62	控除税額	2,568,515	2,568,515
	63	納付すべき税額	429,168,900	429,932,185
	64	過少申告加算税		76,000

なお、「△」を付した金額はマイナスの金額を意味する。

更正決定

原告 株式会社A

被告 国

上記当事者間の当庁平成●●年（〇〇）第●●号法人税更正処分等取消請求事件について、平成29年4月25日に言い渡した判決に明白な誤りがあったので、職権により、次のとおり決定する。

主 文

- 1 主文2（5）中、「納付すべき税額4億2993万2185円」とあるのを、「納付すべき税額4億2993万2100円」と更正する。
- 2 事実及び理由の第3（当裁判所の判断）のうち、
 - (1) 4（2）中、
 - ア アにおいて「納付すべき税額 6億3644万4154円」とあるのを、「納付すべき税額 6億3644万4100円」と、
 - イ イにおいて「納付すべき税額 6億3812万5087円」とあるのを、「納付すべき税額 6億3812万5000円」と、
 - ウ オにおいて「納付すべき税額 4億2993万2185円」とあるのを、「納付すべき税額 4億2993万2100円」と、それぞれ更正する。
 - (2) 5（2）中、
 - ア 「平成24年3月期更正処分のうち所得金額14億4166万9733円及び納付すべき税額4億2993万2185円を超える部分」とあるのを、「平成24年3月期更正処分のうち所得金額14億4166万9733円及び納付すべき税額4億2993万2100円を超える部分」と、
 - イ 「平成24年3月期更正処分のうち所得金額14億4166万9733円及び納付すべき税額4億2993万2185円を超えない部分」とあるのを、「平成24年3月期更正処分のうち所得金額14億4166万9733円及び納付すべき税額4億2993万2100円を超えない部分」と、それぞれ更正する。
- 3 別表6（認定額）の「②認定額」中、
 - (1) 「9」欄に「636, 444, 154」とあるのを、「636, 444, 100」と、
 - (2) 「22」欄に「638, 125, 087」とあるのを、「638, 125, 000」と、
 - (3) 「63」欄に「429, 932, 185」とあるのを、「429, 932, 100」と、それぞれ更正する。

平成29年4月26日

福岡地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 片山 昭人

裁判官 大野 健太郎

裁判官 鬼頭 忠広